

## ○高額医療・高額介護合算制度の所得区分について○

高額医療・高額介護合算制度とは、年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担(それぞれサービスの限度額適用後の自己負担)が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される制度です。この限度額はそれぞれの世帯の所得区分に応じて決められています。

平成30年8月からの所得区分は以下の通りになっています。

### ■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(年額/8月～翌年7月)

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満 の人がいる 世帯	平成30年 7月算定分まで	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制 度で医療を受ける 人がいる世帯	平成30年 8月算定分から	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制 度で医療を受ける 人がいる世帯
		所得区分	世帯	人がいる世帯	所得区分	世帯	人がいる世帯
901万円超	212万円	現役並み 所得者	67万円	67万円	課税所得 690万以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	一般	56万円	56万円	課税所得 380万以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	課税所得 145万以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅰ※	19万円	19万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円				低所得Ⅱ	31万円	31万円
					低所得Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。